



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 5月13日火曜日 第1456号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|---------------------|-----|
| 土地収用法に基づく事業の認定..... | 577 |
| 道路の位置の指定（3件）..... | 577 |
| 道路の位置の変更..... | 578 |

公 告

| | |
|--------------------------|-----|
| 理容師国家試験及び美容師国家試験の実施..... | 578 |
| クリーニング師試験の施行..... | 580 |
| 毒物劇物取扱者試験の実施..... | 580 |
| 調理師試験の実施..... | 580 |
| 製菓衛生師試験の施行..... | 581 |

監査委員告示

| | |
|------------------------------|-----|
| 包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示..... | 581 |
|------------------------------|-----|

告 示

○愛媛県告示第1118号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成15年 5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

川之江市

2 事業の種類

向山古墳公園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県川之江市金生町下分字川向及び字向山地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成15年 3月28日に、川之江市から申請のあった向山古墳公園整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第 3 条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である川之江市は、本件事業の実施年度に必要な工事費、用地補償費等の予算を計上することとしており、本件事業が施行されることは確実に認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

ア 本件事業は、愛媛県指定文化財である「向山古墳」を活用して、日常生活の中で地域の歴史や文化に身近に接しつつ憩うことのできる生涯学習、交流の場を提供するとともに、向山古墳の景観の向上と保全を図るものであり、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が公園整備事業であること、また本件事業が環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による 3 案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、市民の生きがいの創造、余暇の活用に対するニーズの多様化に応え、また向山古墳の景観の向上と保全のために行うものであり、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の 2 の規定に基づく図面の縦覧場所
川之江市役所

○愛媛県告示第1119号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年 5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

- 川之江市金生町山田井字スルガ 718 番 1
- 2 申請人の住所氏名
川之江市妻鳥町1209番地 1
篠原不動産
篠原 和子
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1120号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年5月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
北条市土手内字大町41番 9、42番 1 及び44番 1
- 2 申請人の住所氏名
北条市八反地甲1642番地 1
株式会社森田住宅
代表取締役 森田 政志
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1121号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年5月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
伊予郡砥部町高尾田1303番 1、1304番、1307番 3、1307番 7 及び1307番11
- 2 申請人の住所氏名
松山市道後樋又 7 番23号
有限会社イセマル
代表取締役 稲井 久人
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1122号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路の位置を次のように変更した。

平成15年5月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
- (1) 変更前
大洲市阿蔵字シバラ甲 591 番 1、591 番 2、593 番 2、593 番 4、599 番 1 及び 601 番 4
幅員
4メートル
延長
110.1メートル
- (2) 変更後
大洲市阿蔵字シバラ甲 591 番 1、591 番 2、593 番 2、593 番 4、599 番 1、601 番 4、585 番 3、589 番 3、590 番 4、592 番 4、593 番 6、627 番 4 及び 627 番 4 地先農道

幅員
4メートル
延長
265.54メートル

- 2 申請人の住所氏名
大洲市阿蔵甲 591 番地
柴田 勝子
- 3 図面省略

公 告

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第 234 号）第 3 条第 1 項及び美容師法（昭和32年法律第 163 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 8 回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成15年5月13日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金田 一郎

- 1 試験期日
- (1) 美容師実技試験 平成15年7月28日（月）
- (2) 理容師実技試験 平成15年8月4日（月）
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成15年9月7日（日）
- 2 試験地
松山市
- 3 試験会場
- (1) 美容師実技試験
松山市小栗六丁目 1 番26号
学校法人愛媛県理容美容専門学校
- (2) 理容師実技試験
松山市小栗六丁目 1 番26号
学校法人愛媛県理容美容専門学校
- (3) 筆記試験
松山市桑原三丁目 2 番 1 号
松山東雲女子大学 松山東雲短期大学
- 4 試験事項
- (1) 実技試験
- ア 理容師実技試験
- ㊦ 理容の基礎的技術
- a カットイング
ミディアム分髪スタイルとする。
- b シェーピング
ネック・シェーピング、フェイス・シェーピング及び顔面処置を含む。
- c 整髪
分髪線のある基本整髪とする。
- (イ) 理容を行う場合の衛生上の取扱
- イ 美容師実技試験
- ㊦ 美容の基礎的技術
- a 第 1 課題 オール・ウェーブ・セッティングノーパーツ、オール・ウェーブ7段階

成とする。

b 第2課題 カッティング

グラデーション・ボブ・スタイルとする。

(4) 美容を行う場合の衛生上の取扱

ウ 実技課題の設定条件（試験時間、技術の条件、モデル・ウィッグの条件、器具・用具の条件）及び受験生の留意事項、持参用具等については、別途配布する「受験の手引」を参照すること。

(2) 筆記試験

試験科目

ア 関係法規・制度

イ 衛生管理

(7) 公衆衛生・環境衛生

(4) 感染症

(5) 衛生管理技術

ウ 理容保健又は美容保健

(7) 人体の構造及び機能

(4) 皮膚科学

エ 理容の物理・化学又は美容の物理・化学

オ 理容理論又は美容理論

5 試験の免除

(1) 理容師国家試験

第7回筆記試験又は実技試験に合格した者については、理容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第8回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

(2) 美容師国家試験

第7回筆記試験又は実技試験に合格した者については、美容師法施行規則第13条の規定に基づき、その申請により、第8回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除される。

6 受験資格

(1) 理容師国家試験

ア 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項に定める者

イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第3条に定める者

ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第1項に定める者

(2) 美容師国家試験

ア 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項に定める者

イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第3条に定める者

ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第1項に定める者

7 受験の手續

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) すべての受験者が提出する書類等

ア 受験願書

イ 写真（提出の日前6か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦5センチメートル、横4センチメートル

のものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）

ウ 受験手数料払込金受領証（受験願書裏面の所定の箇所へ貼り付けること。）

エ 受験票（表面に氏名、現住所、受験地を記入したもの。）

オ 氏名を変更した者は戸籍抄本

(2) 6の(1)のア、ウ又は6の(2)のア、ウに該当する者が提出する書類

次のいずれかの書類を提出すること。

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては平成15年9月17日（水）までに卒業証明書を提出すること。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とする。

イ 第7回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

(3) 6の(1)のイ又は6の(2)のイに該当する者が提出する書類

ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は第7回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書、又は第7回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

(4) 試験の免除を受ける者が提出する書類

第7回理容師国家試験、美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書

8 受験に関する書類の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成15年6月16日（月）から平成15年6月20日（金）までの午前10時から午後4時まで

(2) 提出先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

(3) 提出方法

受験に関する書類は原則として持参するものとする。

ただし、郵送する場合は「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付すること。

この場合、平成15年6月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験に関する書類は、受付後は返却しない。

(5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めない。

(6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、受験に関する書類を提出した財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部へ直接申し出ること。

9 受験手数料

実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円、筆記試

験を受験する場合の受験手数料11,000円は、原則として銀行振込又は郵便振替（財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。）により納付すること。

この場合において、銀行振込等に要する手数料は受験者の負担とする。

10 受験票の交付

(1) 受験に関する書類を持参した場合は、書類の受付の際に交付する。

(2) 受験に関する書類を郵送した場合は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部から受験者あてに受験票に記載された住所へ直接送付する。

11 合格者の発表

試験に合格した者の発表は平成15年9月30日（火）午前9時に厚生労働省及び財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表する。また、合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付する。

12 受験の手引等の配布

(1) 受験の手引、願書用紙、写真台紙及び払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部まで申し出ること。配布の期間は平成15年5月12日（月）午前9時から平成15年6月13日（金）午後5時までとする。ただし、この期間の土曜日、日曜日は除く。

なお、郵送を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒（封筒の大きさは角型2号、縦32ミリメートル、横240ミリメートル）に200円の郵便切手を貼り付けたものを添えて上記支部まで申し出ること。配布の期間に限り受け付ける。

(2) その他の受験に関する書類の常置場所

松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

愛媛県理容生活衛生同業組合

松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

愛媛県美容業生活衛生同業組合

新居浜市若水町二丁目3番44号

社団法人東予理容美容専門学校

松山市小栗六丁目1番26号

愛媛県理容美容専門学校

松山市馬木町12番地

愛媛県立松山聾学校

宇和島市妙典寺前乙576番地

社団法人宇和島美容学校

13 その他詳細についての問い合わせ先

〒790 0065 松山市宮西一丁目5番11号

愛媛県宮西ビル3階

財団法人理容師美容師試験研修センター愛媛県支部

電話 (089) 924 0804

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成15年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成15年5月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の日時

平成15年8月31日（日）10時30分

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

(2) 実地試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成15年7月14日（月）から7月22日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成15年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成15年5月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の日時

平成15年8月7日（木）午前10時

2 試験の場所

松山市末広町11番地1

愛媛県立松山南高等学校

3 受験願書の提出期間

平成15年6月16日（月）から20日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

請求先 保健所（松山市の区域にあっては、松山中央保健所。以下同じ。）又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

提出先 県内に居住する者は、住所地を管轄する保健所、県外に居住する者は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成15年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成15年5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
平成15年8月26日(火)13時30分
- 2 試験の場所
松山市真砂町1番地 愛媛県立松山工業高等学校
- 3 受験願書の提出期間
平成15年7月1日(火)から7月11日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

| | | |
|--------|------------------------|--------------------------|
| 宮内 幹 太 | 松山市紅葉町2番17号 | 平成15年5月13日から平成16年3月31日まで |
| 酒井 清 | 兵庫県川西市美山台一丁目1番地44 | 平成15年5月13日から平成16年3月31日まで |
| 宗和 暢之 | 大阪府大阪市東淀川区下新庄四丁目18番24号 | 平成15年5月13日から平成16年3月31日まで |

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定による平成15年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成15年5月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の日時
平成15年7月17日(木)13時00分
- 2 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間
平成15年6月9日(月)から6月20日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成15年5月13日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄
同 吉 久 宏
同 柳 澤 正 三
同 西 原 進 平

| | | |
|------------------------|--------------|--------------------------|
| 包括外部監査人眞鍋清の監査の事務を補助する者 | | 監査の事務を補助できる期間 |
| 氏 名 | 住 所 | |
| 北 田 隆 | 松山市桑原四丁目9番3号 | 平成15年5月13日から平成16年3月31日まで |

